

総合防除計画を踏まえた改定IPM実践指標 果樹編

管理項目	管理ポイント	取り組みの ○×チェック	
		計画段階	報告時
せん定	適正な植え付け密度と整枝せん定で農薬のかかりむらを解消する。		
	せん定くずは、園外に出す。		
病害伝染源の除去	被害を受けた果実及び枝葉は、園外に持ち出して処分する。		
収穫、貯蔵時の取り扱い	収穫、調整時及び保管庫内では、果実を丁寧かつ適正に扱う。		
除草	(越冬) 害虫を減らすため、畦、農道、休耕田の除草を行う。		
	除草剤の使用量を減らすため、刈り払い機や乗用モアなどで除草する。		
	敷きわら、敷きくさ、マルチフィルムなどを用いる。		
病害虫に関する情報収集	県が発表する病害虫発生予察情報や講習会を通じて病害虫の発生状況や防除技術に関する情報を収集し、的確で効率的な防除の実践に努める。		
要防除水準	要防除水準を利用する。防除が必要と判断された場合には、確実に防除を行う。		
生育状況・病害虫の発生状況の把握	定期的に園内を見回り、病害虫の発生状況を観察する。		
	最適防除時期を逃さないように、萌芽・開花などの状況を把握する。		
物理的防除	黄色灯や施設栽培では防虫ネットを利用して、ヤガ類、カメムシ類などの飛来、害虫の施設への侵入を抑制する。		
農薬安全使用	農薬ラベルに書かれている使用基準を守る。		
	風向きや強さに注意し、周辺に農薬を飛散させないようにする。		
	状況により、周辺農作物にも適用のある農薬を選ぶ。		
	病害虫・雑草の発生状況や病害虫発生予察情報を考慮して、抵抗性を発達させないように薬剤を選ぶ。		
	防除体系に生物農薬を組み入れる。		
作業日誌	作業内容や病害虫・雑草の発生状況のほか、農薬を使用した場合は、その名称、希釈倍数や使用量などを記録する。		
	作業日誌は概ね3年間保管し、次の栽培の参考に用いる。		
研修会等への参加	県や農業協同組合等が開催する栽培講習会、IPMや農薬安全使用に関する講習会などに、年に1回は参加する。		